

〔論 説〕

予防接種による B 型肝炎の再発と
損害賠償請求権の期間制限

渡 邊 知 行

- 一、はじめに
- 二、予防接種 B 型肝炎訴訟 [最判平成 18 年]
- 三、B 型肝炎の再発に関する判例の検討
- 四、改正民法 724 条 2 号と本件事案
- 五、今後の課題

一 はじめに

昭和期の集団予防接種において、同一の注射筒または注射針が連続して使用されることによって、被接種者らが B 型肝炎ウイルスに持続感染する健康被害が発生している。

平成元年 6 月 30 日、集団予防接種によって B 型肝炎に感染したと主張する原告らが、国に対して、国家賠償法 1 条に基づく損害賠償を求めて、札幌地裁に提訴した⁽¹⁾。札幌地裁は、予防接種と肝炎の発症との因果関係を否定して、原告らの請求を棄却した。原告らが控訴したところ、札幌高判平成 16 年 1 月 16 日判時 1861 号 46 頁は、因果関係を肯定して、一部の原告らの請求を認容した。他方、改正前民法 724 条後段の長期期間制限の起算点について、「乳幼児期に接種され、かつ、その最初から最後までのおいづれについても感染の可能性が肯定される場合には、その最後の時期を除斥期間の始期とする」と解して、最後の予防接種から 20 年を経過した原告らの請求を棄却した。原告ら及び被告は、最高裁に上告した。

最判平成 18 年 6 月 16 日民集 60 卷 5 号 1997 頁（以下「最判平成 18 年」という。）は、乳幼児期の予防接種によるウイルス持続感染によって成人後に B 型肝炎を発症する、遅発性の損害を発生させる不法行為の長期期間制限の起算点を損害発生時と解して、原審を破棄して、札幌地裁及び高裁で敗訴した原告らの請求を一部認容した⁽²⁾。

〔最判平成 18 年〕の後に、集団予防接種によって B 型肝炎ウイルスに持続感染したと主張する多数の原告らが、国に対して、損害賠償を求めて提訴した。2011 年 6 月、国と原告らとの間で、基本合意書、及び、基本合意書の運用を定めた覚書が締結され、さらに、全体的な解決を図るために、2012 年 1 月 13 日、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法が施行されて、裁判上の和解等が成立した原告に対し、同法に基づく給付金等が支給されることになった⁽³⁾。改正前民法 724 条後段の長期期間制限である 20 年を経過した場合にも、死亡した者、肝がんまたは肝硬変に罹患した者について、2015 年 3 月、国と原告らとの間で、基本合意書（その 2）が締結されて、2016 年 8 月 1 日、給付金等を支給することを規定した、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行された⁽⁴⁾。

他方、予防接種によって B 型肝炎ウイルスに持続感染して肝炎を発症し、肝炎の発症から 20 年を経過した者については、基本合意書ないし特措法によって救済の対象とされていない。それでは、予防接種による B 型肝炎を発症して治癒したところ、最初の発症から 20 年を経過して再発した患者らは、国に対して、損害賠償を請求することができるのか。

このような患者らは、国に対して提訴しても、和解が成立して、特措法に基づく給付を受けることができない。改正前民法 724 条後段の長期期間制限の起算点について、B 型肝炎の再発時と解するか、もしくは最初の発症時と解するかが争点となっている。福岡地判平成 29 年 12 月 11 日判時 2397 号 59 頁は、再発時と解して、原告らの請求を一部認容したが、福岡高判平成 31 年 4 月 15 日判時 2429 号 23 頁は、最初の発症時であると解して、原告らの請求を棄却した。2020 年 11 月現在、最高裁において、上告申立てが受理されて審理がなされている。

改正前民法 724 条後段の長期期間制限について、立法者は、同条前段の短期期間制限とともに消滅時効として規定した⁽⁵⁾。しかし、3 年の短期消滅時効に対して、権利関係の安定を図るべく、除斥期間であると解する見

解が有力となり⁽⁶⁾、下級審判例は、消滅時効と解するものと除斥期間と解するものとに分かれていた⁽⁷⁾。そのなかで、最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁（以下に「最判平成元年」という。）は、不発弾処理の爆発事故によって被害者が後遺症を負った事案において、「不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解する」と判示した⁽⁸⁾。本判決を契機として、学説の論争が展開されて、被害者の救済を重視して、消滅時効と解する見解（消滅時効説）が多数説となり、2020年4月より施行された改正民法724条においては、消滅時効であることが明文化された。

筆者は、「最判平成元年」の判例研究（1992年）において、改正前民法724条後段の長期期間制限について、賠償義務者の地位の安定よりも被害者の救済を重視して、消滅時効と解すべきであり、不法行為の成立要件が充足される損害発生時を起算点とするべきであることを論じた⁽⁹⁾。次いで、「予防接種B型肝炎訴訟における除斥期間」（2005年）において、「最判平成18年」の原審である前掲札幌高判平成16年1月16日について、損害発生時である肝炎発症時を起算点とするべきであることを論じた⁽¹⁰⁾。前掲福岡高判平成31年4月15日の上告審を審理する最高裁に対して、原告側から意見書を提出している。

2020年4月以降の事案には、被害者の救済を重視して改正された民法724条2号の長期期間制限の規定が、「最判平成元年」の判例準則による除斥期間としてでなく、消滅時効として適用されることになる。しかし、2020年3月以前の事案については、「最判平成元年」を判例準則とする、改正前民法724条後段が適用されることになる。改正民法施行後も、民法が改正された経緯を十分に考慮して、被害者の救済を重視した公平な紛争の解決がなされることが重要である。

本稿では、「最判平成18年」とその先例となる判例などを概観したうえで（二）、本件事案について、まず、「最判平成元年」の判例準則にしたがって考察し（三）、次に、改正民法724条2号の趣旨をどのように反映されるべきかを検討する（四）。

二、予防接種B型肝炎訴訟【最判平成18年】

1 【最判平成18年】の概要

【最判平成18年】は、改正前民法724条後段の長期期間制限の起算点

について、平成元年 6 月 30 日に提訴した X₁ 及び X₂ に対して、次のように判示している。

「民法 724 条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為の時』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。」

「①乳幼児期に B 型肝炎ウイルスに感染し、持続感染者となった場合、セロコンバージョンが起きることなく成人期（20～30 代）に入ると、肝炎を発症することがあること、② X₁ は、昭和 26 年 5 月生まれで、同年 9 月～昭和 33 年 3 月に受けた集団予防接種等によって B 型肝炎ウイルスに感染し、昭和 59 年 8 月頃、B 型肝炎と診断されたこと、③ X₂ は、昭和 36 年 7 月生まれで、昭和 37 年 1 月～昭和 42 年 10 月に受けた集団予防接種等によって B 型肝炎ウイルスに感染し、昭和 61 年 10 月、B 型肝炎と診断されたことが認められる。そうすると、B 型肝炎を発症したことによる損害は、その損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に発生するものと認められるから、除斥期間の起算点は、加害行為（本件集団予防接種等）の時ではなく、損害の発生（B 型肝炎の発症）の時というべきである。」

「X₁ が B 型肝炎を発症したのは昭和 59 年 8 月ころであり、同 X₂ が発症したのは昭和 61 年 10 月ころであるとみるべきであるから、本件訴えの提起時には、いずれも除斥期間が経過していなかったことが明らかである。」

2 [最判平成 18 年] の先例と製造物責任法 5 条の期間制限

(1) [最判平成元年]

[最判平成元年] は、不発弾処理の爆発事故によって被害者が後遺症を負った事案において、「民法 724 条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当である。」ただし、同条がその前段で 3 年の短期の時効について規定し、更に同条後段で 20 年の長期の時効を規定していると解することは、不法行為をめぐる

法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨に沿わず、むしろ同条前段の3年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の20年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるからである」と判示した。

そして、条文の文言を重視して、加害行為時と解する通説（加害行為時説）にしたがって⁽¹¹⁾、加害行為時である事故発生日から提訴まで20年以上経過しているとして、「被上告人らの本件請求権は、すでに本訴提起前の右20年の除斥期間が経過した時点で法律上当然に消滅し」、「裁判所は、除斥期間の性質にかんがみ、本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても、右期間の経過により本件請求権が消滅したものと判断すべき」と判示した。

(2) [最判平成元年]の問題点と学説の動向

改正前民法724条後段の長期期間制限について、[最判平成元年]にしたがって、除斥期間と解して、加害行為時から起算すると、蓄積進行性または遅発性の損害が発生する場合には、被害者が損害賠償を請求する権利を行使することが現実に可能でないにもかかわらず、除斥期間が経過したことを理由に賠償請求権が消滅し、被害者の救済がなされない事態が生じることになる。

[最判平成元年]以前には、予防接種禍訴訟などの下級審判例には、消滅時効であると解したうえで、被告による時効援用が権利濫用に当たるとして、原告の損害賠償請求を認容したものもある（名古屋地判昭和60年10月31日判時1175号3頁、大阪地判昭和62年9月30日判時1255号45頁）。[最判平成元年]の原審（福岡高宮崎支判昭和59年9月28日）も、消滅時効と解したうえで、被告による援用が権利濫用に当たるものと解していた。「除斥期間を定めたものと解するとしても、被害者保護の観点から時効の停止、中断を認めるいわゆる弱い除斥期間（混合除斥期間）である」という。潮見教授は、[最判平成元年]について、「立法当時に十分に考慮に入れられていなかった画一的・絶対的処理による法律関係安定の要請を明らかにした」として高く評価する一方で、加害者側の利益と被害者側の不利益とを「不法行為の態様、被害者にとって権利行使の期待可能性

予防接種による B 型肝炎の再発と損害賠償請求権の期間制限

を考慮に入れて衡量し)、このような要請よりも被害者の利益を保護する必要がある場合には、「信義則を介して除斥期間の貫徹が阻止される余地は例外的に残すべき」であるという⁽¹²⁾。

[最判平成元年] 以前に、東京地判昭和 56 年 9 月 28 日判時 1017 号 34 頁、及び、札幌地判昭和 61 年 3 月 19 日判時 1157 号 1 頁は、六価クロム労災の事案に、民法 724 条後段の長期期間制限について、消滅時効であると解し、損害発生時から起算して消滅時効が完成していないとして、原告の請求を一部認容した。

これらに対して、[最判平成元年] の後に、福島地いわき支判平成 2 年 2 月 28 日判時 1344 号 53 頁は、じん肺労災の事案において、不法行為による損害賠償請求について、[最判平成元年] にしたがって、除斥期間が経過したことを理由に請求を棄却したが、他方、安全配慮義務違反による損害賠償請求について、被告による消滅時効の援用が権利濫用に当たるとして請求を一部認容して、原告らを救済している。

改正前民法 724 条後段の 20 年の期間が経過して、被害者が賠償請求権を失うような弊害を回避するために、[最判平成元年] の前後を通じて、学説において、長期期間制限を消滅時効と解して、鉱業法 116 条、大気汚染防止法 25 条の 4、水質汚濁防止法 20 条の 3 のように、加害行為によって具体的な損害が発生して不法行為の成立要件が充足されたといえる、損害発生時から起算すると解する見解が有力に主張されるようになった(損害発生時説)⁽¹³⁾。

(3) [最判平成元年] の起算点についての例外ルール

[最判平成元年] の判例準則を変更することなく被害者を救済するために、最判平成 16 年 4 月 27 日民集 58 卷 4 号 1032 頁(筑豊じん肺訴訟判決、以下に[最判平成 16 年①]という。)は、改正前民法 724 条後段の長期期間制限の起算点について、原則として加害行為時説によるが、加害行為の後に相当の期間が経過して、蓄積進行性または遅発性の損害が発生する場合には、損害の性質を考慮して、損害発生時とする判例準則を定立した⁽¹⁴⁾。次いで、最判平成 16 年 10 月 15 日民集 58 卷 7 号 1802 頁(関西水俣病訴訟判決、以下に[最判平成 16 年②]という。)は、[最判平成 16 年①]を踏襲する判断をした⁽¹⁵⁾。

[最判平成 16 年①] は、炭坑での作業によって粉塵に曝露されてじん

肺に罹患した労働者らが、国に対して損害賠償を請求した事案である。原審（福岡高判平成13年7月19日判時1785号89頁）は、加害行為時説によると、「加害行為後長期間を経て初めて損害が顕在化する場合には、被害者の救済に悖ること甚だしく、極端な場合には、損害が発生する以前に、除斥期間が満了してしまうという不当な事態さえ生じかねない」として、損害発生時説に従って原告の請求を一部認容した。「じん肺の病変の特質に照らすと、管理2、管理3、管理4の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害及びじん肺を原因とする死亡に基づく損害は、その各決定あるいは死亡の時点において、それぞれの損害が発生したとみるべきであるから、結局、除斥期間の起算点も、最終の行政上の決定を受けた日あるいはじん肺を原因とする死亡の日」であると解した。

本判決は、次のように判示して、原審の判断を維持した。「民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為ノ時』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。

これを本件についてみるに、前記のとおり、じん肺は、肺胞内に取り込まれた粉じんが、長期間にわたり線維増殖性変化を進行させ、じん肺結節等の病変を生じさせるものであって、粉じんへの暴露が終わった後、相当長期間経過後に発症することも少なくないのであるから、じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害発生の時が除斥期間の起算点となるというべきである。」

[最判平成16年②判決]は、四肢抹消優位の感覚障害に罹患した原告らが国に損害賠償を請求した事案である。原審（大阪高判平成13年4月27日判時1761号3頁）は、改正前民法724条後段の長期間制限の起算

点について、水俣湾周辺地域から転居してから 4 年を経過した時点とし、公健法の認定を請求する申請を訴えの提起と同視して、原告の請求を一部認容した。

本判決は、次のように判示して、原審の判断を維持した。「民法 724 条後段所定の除斥期間は、『不法行為ノ時ヨリ 20 年』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解するのが相当である。このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間が進行することを認めることは、被害者にとって著しく酷であるだけでなく、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に損害が発生し、被害者から損害賠償の請求を受けることがあることを予期すべきであると考えられるからである。」
「本件をみると、本件患者のそれぞれが水俣湾周辺地域から他の地域へ転居した時点が各自についての加害行為の終了した時であるが、水俣病患者の中には、潜伏期間のあるいわゆる遅発性水俣病が存在すること、遅発性水俣病の患者においては、水俣湾又はその周辺海域の魚介類の摂取を中止してから 4 年以内に水俣病の症状が客観的に現れることなど」の「事実関係の下では、上記転居から遅くとも 4 年を経過した時点が本件における除斥期間の起算点となる」。

改正前製造物責任法 5 条は、民法 724 条の期間制限の特則を規定する。同条 2 項は、同条 1 項の 10 年の長期期間制限について、「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。」と規定する。[最判平成 16 年①] が定立した判例準則は、調査官解説によれば、「蓄積進行性又は遅発性の健康被害に係る損害類型を明示的に取り上げ、そのような損害類型に限った特例として、損害発生時説を採用」する、本条項の「立法措置の思想と軌を一にするもの」である⁽¹⁶⁾。

調査官解説は、損害発生時を長期期間制限の起算点とする不法行為について、「加害行為の終了から損害の発生までに相当の時間的な間隔が生じ

ている場合」のなかで、蓄積進行性または遅発性の健康被害のほか「損害の性質」による場合に限定されると解し⁽¹⁷⁾、このような場合には、加害者は「相当の期間が経過した後に被害者が現れることを予測し得るから、20年を超える期間にわたって対処するように求めても不当ではないと考える」⁽¹⁸⁾。石松教授は、長期期間制限について、「浮動性の排除」及び「法律関係の確定困難性除去」という本質的機能を有する除斥期間であるとして、起算点を加害行為時であると解する一方で、このような本質的機能が著しく縮減または逸脱されない類型として、「加害行為と損害発生との間に時間的間隔が大きくあいている場合、とりわけ潜伏性、遅発性、蓄積性、拡大進行性のある不可分損害が発生する場合が、その典型的な場合」であり、[最判平成16年①]が根拠とするように、「被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべき」であるという⁽¹⁹⁾。

調査官解説においては、損害の性質によらずに相当の期間が経過して損害が発生する場合には、起算点をどのように解するかについては、今後の検討課題とされている⁽²⁰⁾。

3 [最判平成18年]の意義

[最判平成18年]は、幼少期の予防接種によって感染して成人になって発症するB型肝炎が遅発性の損害であるとして、改正前民法724条後段の長期期間制限について、[最判平成16年①]及び[最判平成16年②]を踏襲して、起算点を損害発生時であると解して、加害行為時から20年を経過して提訴した原告の請求を認容したものである。予防接種の被接種者に具体的な健康被害が現実には発生していないにもかかわらず、長期期間制限の20年の期間を進行させることは、「被害者にとって著しく酷」であり、「加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきである」として、乳幼児期の予防接種によってB型肝炎ウイルスに持続感染して、成人になって肝臓の重篤な疾患を発症する被害者が、期間制限を理由に賠償請求権を否定される不利益を被る事態が回避されている。

米村教授は、「一般に1個の加害行為から異時的に複数の損害が発生す

る事例については、損害発生時説に立っても当然に『最終の』損害発生時が起算点とはならず、いずれの損害発生時を起算点とすべきかの検討が別途必要となる」という課題を指摘する⁽²¹⁾。調査官解説は、「慢性 B 型肝炎が進行して肝硬変や肝がんに至った場合、肝硬変又は肝がんを発症したことによる各損害については、肝炎による肝細胞の破壊と再生が長時間継続されて肝硬変又は肝がんに進行するという各損害の性質にかんがみて、肝硬変又は肝がんの各発生の時が各除斥期間の起算点となる」と解する⁽²²⁾。ただし、同解説は、肝細胞の破壊と再生の過程で生じる慢性 B 型肝炎の再発については、言及していない。

三、B 型肝炎の再発に関する判例

本件は、B 型肝炎の患者である X₁ 及び X₂ が、乳幼児期に国が実施した、注射器の連続使用による集団ツベルクリン反応検査及び集団予防接種によって、B 型肝炎ウイルスに持続感染し、大人になって慢性肝炎を発症したとして、Y に対して、国家賠償法 1 条に基づく損害賠償を求めて、福岡地裁に提訴したものである。冒頭に述べたように、福岡地裁は、X らの請求を一部認容したが、Y が不服として控訴したところ、福岡高裁は、損害発生時から 20 年を経過して提訴したとして、X らの請求を棄却した。

本項では、これらの判決を検討する。判決文において、HBV は、B 型肝炎ウイルスである。HBe 抗原は、HBV が増殖する際に 過剰につくられるたんぱく質であり、肝臓で HBV が活発に増殖している状態で、感染力が強いことを示すものである。セロコンバージョン (SC) は、HBV が免疫機能の攻撃をうけて、活動が抑制されて肝炎が沈静化し、無症候性キャリアとなる状態である。

1 原告が B 型肝炎に感染した経緯

(1) 原告 X₁

X₁ は、1 歳までの間に、ツベルクリン反応検査並びに百日咳及び BCG 等の集団予防接種を受けた。

昭和 62 年 10 月頃、勤務中に突然立てなくなって、搬送先の病院で B 型肝炎と診断され、通院治療を開始し、同年 12 月 (29 歳) に入院して、B 型慢性活動性肝炎の診断を受けた。平成 2 年 3 月頃までには肝炎は鎮静

化した。

その後、頻回に検査を受け、遅くとも平成12年頃にはHBe抗原セロコンバージョンをしたものということができて、平成15年11月の健康診断で経過観察との指導を受けた。

平成19年12月頃(49歳)には、HBe抗原陽性の慢性肝炎後のHBe抗原陰性の慢性肝炎が再燃し、年齢的に肝硬変、肝細胞がんへの進展リスクがあり、先に発症したHBe抗原陽性の慢性肝炎と比較して、より進んだ病期にあった。

(2) 原告X₂

X₂は、7歳になるまでの間に、通学する小学校において、ツベルクリン反応検査並びにBCG及び種痘の集団予防接種を受けた。

平成3年1月(38歳)に倦怠感や胃部不快感から病院で受診したところ、慢性肝炎の診断を受け、入院して肝生検を受けるなどしてHBe抗原陽性慢性肝炎との確定診断を受けた。平成10年7月にHBe抗原が一旦陰性化し、その後、陽性化し、平成11年8月に再び陰性となった。

平成16年3月頃または遅くとも平成19年1月頃(51歳ないし54歳)には、慢性肝炎が再燃し、HBe抗原陰性の慢性肝炎であった。長期に亘り、肝線維化が相当程度進んでいたと推認され、年齢的に肝硬変、肝細胞がんへの進展リスクがあり、先に発症したHBe抗原陽性の慢性肝炎と比較して、より進んだ病期にあった。

1 福岡地判平成29年12月11日(第一審判決)

「HBV持続感染者が免疫応答期においてHBe抗原陽性の状態で肝炎を発症した場合、当該陽性慢性肝炎の発症時点においては、その後、(ア)自然経過又は治療介入によってHBe抗原セロコンバージョン(SC)が起こるのか((ア)又は(イ)[1])、起こらないのか((イ)[2])、(イ)自然経過又は治療介入によりSCが起こった場合、HBe抗原陰性の非活動性キャリアとなるのか((a))、肝炎が鎮静化せず、又は当初非活動性キャリアと診断された後、経過中に肝炎が再燃(再発)するのか((b))、さらに、(ウ)HBe抗原陰性慢性肝炎を発症した場合、肝硬変や肝細胞がんに進展するのかなど、HBe抗原陽性慢性肝炎発症後の病態の進行及びその態様等について、現在の医学では未だ解明されておらず、確定することができないことが明らかである。

そして、このような B 型慢性肝炎の特質及び実態（病態の進行やその態様）に加えて、HBe 抗原セロコンバージョン（HBe 抗原の陰性化）は、〔1〕『HBe 抗原の産生を低下・停止させる遺伝子変異を伴うウイルス』が増殖し、〔2〕『HBe 抗原を産生するウイルス』に置き換わることであり、HBV の質的変化をも伴うものであって、『B 型肝炎の経過の中で大きな意味を持つ現象』であること、また、SC は、『重要な治療目標の一つ』とされており、臨床的にも大きな意味を持つこと、さらに、HBe 抗原陰性肝炎の発症は、『新たなウイルスの感染によるものではない』ものの、上記〔1〕の従前とは質的に異なる『新しいウイルス』の増殖力如何によるものであることなどに照らせば、HBe 抗原陰性慢性肝炎は、単に最初の HBe 抗原陽性慢性肝炎が量的に進行・拡大したものにすぎないということは困難である。』

「X らの損害賠償請求権に係る除斥期間の起算点」について、「いずれも乳幼児期の集団予防接種等によって HBV の持続感染者となり、成人後の免疫応答期において HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症し、その後、（ア）X₁は、抗ウイルス治療（IFN 治療）によって HBe 抗原セロコンバージョン（SC）による HBe 抗原の陰性化を得て、平成 12 年頃から非活動性キャリアとなっていたところ、平成 19 年に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したものであり、他方、（イ）X₂は、4 度の IFN 治療後の自然経過において SC による HBe 抗原の陰性化を得て、遅くとも平成 12 年 6 月には非活動性キャリアとなっていたところ、平成 16 年 3 月又は平成 19 年 1 月に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したものであって、しかも、上記各陰性慢性肝炎は、先行する HBe 抗原陽性慢性肝炎と比較して、より高頻度に肝硬変や肝細胞がんへ進展するリスクがあるなどの意味において、より重篤であり、より進んだ病期にあるものといえる。』

「X らの B 型慢性肝炎の発症及び再燃（再発）に至る経緯等並びに前記において検討した B 型慢性肝炎の特質及び実態（病態の進行やその態様等）に照らせば、X らにおいて、最初に HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症した時点において、その後の HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症による損害をも請求することは客観的に不可能であったというべきである。そして、これは、原告らが SC によって HBe 抗原の陰性化を得た時点においても、また、その後、非活動性キャリアとなった時点においても、同様であったものといえる。』

上記によれば、Xらにおいて、最初にHBe抗原陽性慢性肝炎を発症した時点において、HBe抗原陰性慢性肝炎の発症による損害が既に発生しているとみるのは、B型慢性肝炎という疾病の特質及び実態に反し非現実的であって、このようにその賠償を求めることが不可能な将来の損害をも包含する単一の損害賠償請求権なるものが、最初のHBe抗原陽性慢性肝炎の発症時点において既に実体法上の権利として発生したものと考えることはできないというべきである。」

「Xらは、それぞれHBe抗原陰性慢性肝炎を発症した時点において、先行するHBe抗原陽性慢性肝炎による損害とは質的に異なる新たな損害を被ったものというべきであり、したがって、上記各時点において、HBe抗原陰性慢性肝炎の発症に係る損害賠償請求権が成立したものと解するのが相当である。そうすると、XらのHBe抗原陰性慢性肝炎の発症による損害賠償請求権に係る除斥期間の起算点は、当該陰性慢性肝炎の発症時であるということになる。」

2 控訴審判決（福岡高判平成31年4月15日）

「XらのようにHBV持続感染者となった場合、無症候性キャリアの期間が数年から20年以上継続して、慢性肝炎を発症する。そして、HBe抗原陽性の慢性肝炎を発症した後（最初からHBe抗原陰性の慢性肝炎の発症もありうる。）も、自然経過でHBe抗原セロコンバージョン（SC）が起こる場合（85ないし90%の症例）と、自然経過でSCが起こらない場合（10ないし15%の症例）とがあり、後者の場合には、HBe抗原陰性化（SC）を短期の治療目標として抗ウイルス治療（IFN治療）を行うこととなるが、〔1〕治療によってSCが起こる場合と〔2〕起こらない場合、さらに、前者であっても、HBe抗原再出現（リバースSC）がある上、B型肝炎の場合、肝硬変への進行状況や肝硬変への進展後の状態にも大きな個人差があって一様ではない。B型慢性肝炎発症後の病状の進行及びその態様については、現在の医学では未だ解明されておらず、確定できていない。」

そして、B型慢性肝炎においては、自然経過によりHBe抗原セロコンバージョンが発生し、肝炎が鎮静化する場合、その多くは予後が良好であり、奏効率が3割とされるIFN治療によって生じたHBe抗原セロコンバージョン（SC）においても、その多くにおいてSCが長期継続する。

SC 後の HBe 抗原陰性の慢性肝炎は、例外的な症例であるといえることができる。」

「慢性肝炎は、発症後の経過においても、数年ないし 20 年以上と長期にわたる経過をとり、この間、肝機能が軽快、増悪を繰り返すことがもともと多い。」

「HBe 抗原陽性の慢性肝炎後の HBe 抗原陰性の慢性肝炎が、前者に比較して病状が重いとされるのは、HBe 抗原陽性の慢性肝炎を経ることによって、細胞傷害性 T 細胞がウイルスに感染した自らの肝細胞を排除しようと破壊し、肝臓に炎症を起こし、それが長期の経過をたどった結果、その間に肝臓の再生能や予備能を上回って、肝細胞の繊維化と炎症活動度が進行するためであり、さらには、HBe 抗原陰性の慢性肝炎を発症する患者は、自然経過でウイルス増殖が低下し、肝機能が著明に改善する例、特に 25 歳未満で HBe 抗原陽性、ALT 値高値の若年者ではなく、主に 35 歳を過ぎても HBV-DNA 量が十分低下せず、肝炎が持続する症例であって、肝硬変や肝細胞がんへの進展リスクとなる年齢（40 歳以上）で慢性肝炎が再燃するためである。」

「X らの HBe 抗原陰性の慢性肝炎は、先に発症した HBe 抗原陽性の慢性肝炎に比して、より進んだ病期にあったもので、例外的な症例であるといえることができ、さらに、HBe 抗原セロコンバージョン（SC）の後、B 型慢性肝炎の患者がたどる経過は多様であって、現代の医学的知見では、当該患者がどのような経過をたどるのか、どのような場合に肝炎が再燃するのか、解明され、確定するまでには未だ時間がかかるものと思われる。しかし、B 型慢性肝炎の病態ないし特質及び治療水準の進歩・改善状況に照らせば、HBV は、高度の塩基変異をもたらす性質を有し、SC をもたらず遺伝子変異は、B 型慢性肝炎患者において高頻度かつ一般的に認められるものであって、肝炎が上記変異の前後を問わず、HBV への免疫反応であることに変わりはないというべきであるし、また、SC 前の HBe 抗原陽性の慢性肝炎よりも HBe 抗原陰性の慢性肝炎の病状が重いと直ちにいうこともできない。」

してみると、SC 後の HBe 抗原陰性の慢性肝炎が、SC 前の HBe 抗原陽性の慢性肝炎とは質的に異なり、その罹患によって新たな損害が発生したということとはできない。

さらに、X₁については、平成 12 年当時の医学的知見や医師が X₁に

行っていた生活指導の内容に照らすと、当時、肝炎の再燃について医学的に予見できなかったものということはできない。また、X₂についても、当時の医学的知見に加え、正常値を下回っていたALT値以外に、中ウイルス量であったHBV-DNAの計測を続けていたことからすれば、肝炎の再燃について医学的に予見できなかったものということはできない。」

「Xらの治療経過を踏まえると、XらのHBe抗原陰性の慢性肝炎は、先に発症したHBe抗原陽性の慢性肝炎と比較して、より進んだ病期にあったということが出来るものの、それは結局のところ、B型肝炎が長期の経過をたどった結果であって、肝細胞の繊維化と炎症活動が進行したためであり、さらに、肝硬変や肝細胞がんの進展リスクとなる年齢で慢性肝炎が再燃したことによるものというべきである。」

そして、B型肝炎の場合、肝硬変への進行状況や肝硬変への進展後の状態については大きな個人差があって一様ではなく、肝臓専門医による治療適応の評価が重要となるものの、近時の治療水準の進歩、改善により、HBe抗原陽性の慢性肝炎とHBe抗原陰性の慢性肝炎では、治療内容や治療開始の条件が近接してきており、特に核酸アナログ製剤の登場により、肝硬変に進展する確率に有意な関連性が認められる血中のHBV-DNA量は速やかに減少して肝炎は鎮静化し、慢性肝炎が進展した肝硬変においても、不可逆的な病態ではなくなったものであるから、長期投与に伴う薬剤耐性変異株の出現の可能性や長期投与における安全性の確認等の問題は残るものの、これをもって、HBe抗原陰性の慢性肝炎をSC前のHBe抗原陽性の慢性肝炎と切り離して、質的に異なる重篤なものということはできない。」

3 検討

改正前民法724条後段の長期期間制限の起算点について、第一審判決は、肝炎の再発について、「発症後の病態の進行及びその態様について、現代の医学ではいまだ説明されておらず、確定できない」、「単に最初のHBe抗原陽性慢性肝炎が量的に進行・拡大したものにすぎないということは困難である」として、「最初にHBe抗原陽性慢性肝炎を発症した時点において、その後のHBe抗原陰性慢性肝炎の発症による損害を請求することは客観的に不可能」であり、肝炎の再発時に賠償請求権が発生するので、「当該陰性慢性肝炎の発症時」とであると解した。

予防接種による B 型肝炎の再発と損害賠償請求権の期間制限

これに対して、控訴審判決は、第一審判決と同様に、「B 型慢性肝炎発症後の病状の進行及びその態様については、現在の医学では未だ解明されておらず、確定できていない」ことを認める一方で、「B 型慢性肝炎の病態ないし特質及び治療水準の進歩・改善状況」を重視して、肝炎が「変異の前後を問わず、HBV への免疫反応であることに変わりはない」、セロコンバージョン前の「HBe 抗原陽性の慢性肝炎よりも HBe 抗原陰性の慢性肝炎の病状が重いと直ちにいうこともできない」ので、セロコンバージョン後の「HBe 抗原陰性の慢性肝炎が、」セロコンバージョン前の「HBe 抗原陽性の慢性肝炎とは質的に異なり、その罹患によって新たな損害が発生したということとはできない」と判断して、最初の肝炎発症時であると解している。

改正前民法 724 条後段の長期期間制限の起算点について、〔最判平成 16 年①〕、〔最判平成 16 年②〕及び〔最判平成 18 年〕が、蓄積進行性または遅発性の損害が発生する場合には、損害発生時と解するのは、被害者が現実に損害の発生を認識しえて加害者側に賠償請求できる状況になるのが損害発生時であることを考慮して、「損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷である」と考え、賠償責任を負う加害者側としても「自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきである」と考えるためであり、医学的な見地から判断しているのではない。

肝炎の再発について、控訴審判決がいうように、最初の発症と同様の B 型肝炎ウイルスの免疫反応であるとしても、第一審判決がいうように、発症した肝炎が量的に拡大・進行したものと考えられず、しかも、患者が発症した B 型肝炎がどのような経過をたどって再発するのかが、現代の医学によっても解明されていないので、患者は、最初の発症の時点で賠償請求することはできない。控訴審判決は、治療の継続によって予見できるというが、医学的に客観的に見て多様な病状の進行が予見できるというものであり、患者が具体的にどのような経過をたどるのかを予見できるというのではない。

〔最判平成 18 年〕の調査官解説は、「慢性 B 型肝炎が進行して肝硬変や肝がんに至った場合、肝硬変又は肝がんを発症したことによる各損害については、肝炎による肝細胞の破壊と再生が長時間継続されて肝硬変又は

肝がんに進行するという各損害の性質にかんがみて、肝硬変又は肝がんの各発生の時が各除斥期間の起算点となる」というが、肝炎の再発についても「肝炎による肝細胞の破壊と再生が長時間継続されて」、被害者に予見できない多様な症状が現れるのであり、同様に解するべきである。

最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁（以下に「最判平成6年」という。）は、被告の安全配慮義務違反によってじん肺に罹患した原告らが損害賠償を請求した事案において、じん肺に罹患した患者の病状が進行し、より重い行政上の決定を受けた場合における消滅時効（民法166条）の起算点について、「最終の行政上の決定を受けた時から進行する」と解した。じん肺の病状は、「その進行の有無、程度、速度も、患者によって多様で」、「今後どの程度まで進行するのかはもとより、進行しているのか、固定しているのかすらも、現在の医学では確定することができない」ので、「各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となる」からである。

さらに、調査官解説は、「将来の病状についての主張立証の術が全くないじん肺患者について、5年先、10年先、あるいは20年先に受けることになるかも知れない重い決定に相当する病状に基づく損害が、最初の行政上の決定を受けた時点で既に発生しているものとみるのは、机上の空論に近く、このようにその賠償を求めることが全く不可能な将来の損害をもカバーする単一の賠償請求権なるものが、実体法上の権利として存在すると考えるのは、それ自体は背理というほかはない」という⁽²³⁾。

〔最判平成16年①判決〕が維持した原審（福岡高判平成13年7月19日）もまた、改正前民法724条後段の長期期間制限の起算点について、「損害が、客観的に（被害者の認識に関係なく）一部でも発生したとき」であると解したうえで、「じん肺の病変の特質に照らすと、管理2、管理3、管理4の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害及びじん肺を原因とする死亡に基づく損害は、その各決定あるいは死亡の時点において、それぞれの損害が発生したとみるべきであるから」、「最終の行政上の決定を受けた日あるいはじん肺を原因とする死亡の日と解するべきである」と判示した。山本＝金山評釈は、最高裁が定立した判例準則について、「じん肺の病像理解から」「病状が予測できないということが経験的・

定型的に予測でき]、『『症状の固定』』というのは『死』によってしかもたらされない』ので、『『損害の一部』』とは、「最終の行政上の決定を受けた日」をいい、『『損害の全部』』とはじん肺を原因とする死亡の日』と解する⁽²⁴⁾。

B 型肝炎についても、[最判平成 6 年] がいうように、発症した患者が「今後どの程度まで進行するのかがもとより、進行しているのか、固定しているのかすらも、現在の医学では確定することができない」という点で、じん肺の病像理解と同様の状況にあるといえる。[最判平成 6 年] は、債務不履行である安全配慮義務違反の起算点について判示したものであるが、発生する健康被害が進行する特徴を考慮してその起算点を判断するものであり、このような判断は、不法行為の長期期間制限の起算点の判断にも妥当する。[最判平成 16 年①判決] は、「当該不法行為により発生する損害の性質」を考慮して、その起算点を損害発生時と解している。

これまでみてきたように、患者の症状の進行が現代の医学で十分に解明されず、将来の具体的な進行状況を認識できない B 型肝炎について、最初の肝炎の発症によって将来的に進行する症状も含めて単一の賠償請求権が発生するということはできない。このような解釈は、消滅時効の起算点における権利行使可能性にとどまらず、改正前民法 724 条後段の長期期間制限の起算点となる蓄積進行性または遅発性の損害にも妥当する。

四、改正民法 724 条 2 号と本件事案

上述したように、[最判平成元年] は、民法 724 条後段の期間制限を除外期間と解する根拠として、①本条がその前段及び後段のいずれにおいても時効を規定していると解する根拠は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨に沿わないこと、及び、②本条後段の規定は、一定の時の経過によって法律関係を確定させるため、請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であること、を挙げている。

しかし、このように解すると、被害者が現実的に損害賠償請求権を行使することが可能でない状況で、権利が消滅して救済を受けることができない事態が生じることがある。民法起草過程では、724 条の期間制限については、短期と長期の消滅時効を定めたものと解されていた。[最判平成元年] 前後の時期以降、学説では、民法 724 条後段の期間制限について、

[最判平成元年]が除斥期間と解する根拠①及び②が妥当でないとして、消滅時効説が多数を占めるようになった⁽²⁵⁾。

法制審議会では、民法（債権法）改正において、このような学説の状況が考慮されたために、改正民法724条の期間制限の規定は、短期及び長期の期間がともに消滅時効であることが明文で記されている。

本項では、民法724条が改正されるに至る、[最判平成元年]以降の判例・学説の展開をみたく、本件事案の解決にどのように反映させるべきかを検討する。

1 民法724条後段の効果を制限する判例の動向

最判平成10年6月12日民集52巻4号1087頁（以下に[最判平成10年]という。）、次いで、最判平成21年4月28日民集63巻4号853頁（以下に[最判平成21年]という。）は、加害行為から20年を経過しても被害者が損害賠償請求権を行使できない事案において、民法の時効停止の規定の法意に照らして、除斥期間によって被害者の権利が消滅する効果を制限した。

[最判平成10年]は、予防接種の副反応による被害者について、最判平成元年を踏襲したうえで、「不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じない」と判示した。

次いで、[最判平成21年]は、被害者を殺害した加害者がその死体を自宅の床下に埋めて隠匿した事案において、[最判平成元年]を踏襲したうえで、「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年を経過した場合において、その後相続人が確定した時から6か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じない」と判示した。

[最判平成10年]において、河合伸一判事は、意見及び反対意見を付

して、改正前民法 724 条後段の長期期間制限について、除斥期間と断定できないと解した。「不法行為制度の究極の目的」である「損害の公平な分担を図る」ためには、「権利の不行使について義務者の側に責むべき事由があり、当該不法行為の内容や結果、双方の社会的・経済的地位や能力、その他当該事案における諸般の事実関係を併せ考慮すると、右期間経過を理由に損害賠償請求権を消滅せしめることが前記公平の理念に反すると認めるべき特段の事情があると判断される場合には、なお同請求権の行使を許すべきである」という。

また、河合意見は、[最判平成元年] が除斥期間と解する根拠が妥当でないという。根拠①について、「本条後段の規定も時効を定めたものと解しても、本条前段の規定によっては被害者が損害等を知らない限り時効期間の進行が開始しないところ、後段によれば被害者の右認識の有無にかかわらず行為の時から時効期間が進行することになるのであるから、後段の規定もまた、前段の規定とは別の意味で、法律関係の速やかな確定に寄与し得るものである。」根拠②について、「まず、本条後段の規定の文理はむしろ時効を定めたものと解するのが、その沿革からしても、妥当であろう。ことを実質的に考えても、一定期間の経過によって法律関係を確定させるため、権利の存続期間ないし行使期間を画一的に定めるものとして除斥期間制度を採ることが相当とされる理由としては、一般に、相手方の保護、それ以外の取引関係者等の法的地位の安定、その他公益上の必要等があり得るところ、これを本条後段の規定について見ると、権利者の期間経過を理由としてその経過につき責むべき事由のある相手方を画一的に保護するというのは不当であり、前記の不法行為法の究極の目的にも沿わない。取引関係者の地位の安定、その他公益上の必要という理由も、不法行為に基づく損害賠償請求権については考えることができない。」

改正民法の審議が始まるなかで、[最判平成 21 年]において、田原睦夫判事は、意見を付して、民法 724 条後段の期間制限について、[最判平成 10 年]の河合意見と同様に、[最判平成元年]が除斥期間と解する根拠が適切でないことを指摘したうえで、消滅時効説が論じてきた根拠も援用して、消滅時効であることを明確にして、判例を変更すべきであるとした。根拠②について、「民法 724 条後段の 20 年の時効期間が中断されるのは、事実上は同条前段の 3 年の時効期間の中断によるものであって、最長で 20 年の期間が 23 年に延びるにすぎず、その 3 年間の伸長をもって法的安

定が害されると評するには値しない」という。

田原意見は、「個々の事案において、その援用が権利濫用や信義則違反に該当すると認められる場合には、その援用の効力を否定するという既に確立した手法を用いることができるのであって、損害賠償請求権という個別性の強い事案において、当該事案に応じた社会的に妥当な解決を導くことができる」ことを強調する。

2 学説の展開

法制審議会において改正民法の審議が始まるなかで、時効法の改正をめぐる議論が活発になされるようになり、多数の論稿が公表されるようになった。時効に関する長年の研究成果を踏まえて公開された代表的な著書として、金山直樹『時効における理論と解釈』（2009年）、松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（2011年）、松本克美『続・時効と正義』（2012年）がある。これらの著書は、民法の立法過程から現在に至る判例・学説の動向を踏まえて、日本民法が継受したフランス民法またはドイツ民法を参照しながら、民法724条後段の長期期間制限について、時効法の体系のなかで考察するものである。

金山教授は、時効期間が平準化される傾向があるのに対して、損害賠償法の分野では、薬害や医療事故においてみられるように、消費生活場面での「市民の保護」を理念として分化が促されており、「もはや抽象的な債権の時効が問題なのではなく、実態に即して『人権的債権』を時効レベルでどう扱うかが問われている」という⁽²⁶⁾。上述した判例の動向は、「実質的には、被害者の保護、とくにここでは一方的に心身を蝕まれた被害者の人権ともいえる損害賠償請求権の重要性から、正当化することができる」ので、「人身法益に対する侵害が問題になる場合には、権利行使の期間制限についての起算点は、期間の短期長期を問わず、『権利行使の期待可能性』を軸に実質的・個別的に判断される傾向が見られる」「起算点の解釈」の「操作は必要であり、かつ望ましい」とする⁽²⁷⁾。改正前民法724条後段の長期期間制限について、[最判平成元年]によって除斥期間と判示された状況のもとでは、被害者の人権保護に適うように柔軟な解釈をするべきである、と主張する。

松久教授は、改正前民法724条後段の長期間制限について、同条前段との関係から、「20年期間は3年時効の起算点が到来しない場合に備えたも

の」であり、「通則としての民法 166 条を尊重し損害賠償請求権を行使し
ることが必要であるとして、起算点は損害発生時以後とする」⁽²⁸⁾。た
だし、「画一的に損害発生時から 20 年」とすると、加害行為時と損害発生
時との期間が長い場合に不都合であるので、時効期間が 3 年で、2 つの
起算点があると解する⁽²⁹⁾。

松本教授は、改正前民法 724 条後段の長期間制限の起算点について、改
正前民法 166 条 1 項と連続的に捉えて、「加害行為と損害発生、すなわち
『不法行為』が客観的に認識可能な時、つまり、不法行為の成立要件充足
の客観的な認識可能時」であると解する⁽³⁰⁾。[最判平成元年]のように、
蓄積進行性または遅発性の損害が発生する事案においては、加害行為時で
なく、損害発生時であると解され、[最判平成 21 年]の事案のように、損
害の発生が隠蔽された事案においては、発生した損害が顕在化した時点以
降であると解される。民法 166 条 1 項のように権利行使可能性が問われな
いのは、「不法行為が当事者間に何ら法律関係がなくても発生しうる問題
であり、採証や反証の困難の要請が、一般の債権よりもより問題になると
いう不法行為の特殊性」によるものとされる⁽³¹⁾。

これらの学説は、民法 724 条後段の長期間制限について、賠償義務者
の地位の安定よりも被害者の救済を重視して、被害者が損害賠償請求権を
行使することが現実的に可能といえない状況のもとで失権することがない
ように、起算点を定める解釈を指向している。

3 改正民法の成立と本件事案

上述したような判例・学説が展開する状況のもとで、改正民法 724 条
は、「不法行為の時から 20 年間行使しないとき」の長期の期間制限につい
て、「時効によって消滅する」と規定した。被害者救済を重視して、[最判
平成元年]の判例準則によらずに、多数説である消滅時効説を採用したも
のである⁽³²⁾。この改正に伴って、製造物責任法 5 条の長期の期間制限に
についても、「時効によって消滅する」と改められている⁽³³⁾。起算点に関す
る [最判平成 16 年①]、[最判平成 16 年②] 及び [最判平成 18 年] の判
例準則は、賠償義務者の地位の安定と被害者の保護とを調整するもので
あり、改正民法 724 条 2 号にも妥当するものと解される⁽³⁴⁾。むしろ、上述
した学説のように、消滅時効の通則である民法 166 条 1 項が権利行使可能
時を起算点とすることに整合するように、損害が発生して不法行為の成立

要件が充足されるとして、被害者が損害賠償を請求することが客観的に可能となる損害発生時を起算点と解するべきである⁽³⁵⁾。

改正民法724条が、長期の期間制限を短期とともに消滅時効と規定することを通じて、改正前民法724条後段の期間制限を除斥期間と解する〔最判平成元年〕によって、加害行為時から20年を経過すると、被害者が権利を行使できず、被害者による信義則違反ないし権利濫用の主張が遮断される弊害が、事案の特質に応じて例外ルールを定立することによらずに解消できることになる。

被告国は、原告に、乳幼児期に違法な連続注射による予防接種を実施して、B型肝炎ウイルスに感染させて、長期の潜伏期間を経て、成人後にB型肝炎を発症・再発させている。B型肝炎は、肝硬変・肝がんへの進行する可能性もある深刻な疾患であるにもかかわらず、発症・再発するメカニズムは現代の医学においても十分に解明されていない。国は、一般に国民の生命・身体を保護する立場にあるのみならず、公衆衛生のための予防接種による健康被害について、予防接種法に基づいて救済することが求められている。

西塾教授は、「国賠制度は、損害填補的機能と国・公共団体の違法な作為・不作為に対する監視的機能を併有している。この監視的機能からすれば、公務員の違法な公権力の行使・不行使は、単に期間が経過したということによっては免責されるべきではない場合があり得る」と主張する⁽³⁶⁾。

このような事情を考慮すれば、消滅時効の起算点に関わりなく、国が20年の消滅時効を援用して賠償責任を免れるのは、消滅時効の援用権の濫用であると評価できる。〔最判平成元年〕以前に、名古屋地判昭和60年10月31日判時1175号3頁は、予防接種禍の事案において、改正前民法724条後段の長期期間制限を消滅時効と解したうえで、「被害者の救済は全国民すなわち被告国の責務でなければならず、単に時間が経過したとの一事をもって被告がその義務を免れるとするのは著しく正義に反し、到来許容できない」として、被告国による消滅時効の援用が権利濫用に当たると判示する。民法724条後段の長期期間制限の起算点を損害発生時と解することによって、被害者を救済することを促そうとしても、損害の発生をめぐる解釈において、医学的な論争が関わることによって紛争が長期化する弊害も回避することができる。

民法改正の経緯を踏まえれば、改正前民法724条の長期期間制限を除斥

予防接種による B 型肝炎の再発と損害賠償請求権の期間制限

期間であると解するにしても、賠償義務者が期間の経過を主張して賠償責任を免れることについて、信義則違反または権利濫用であると解する余地を認めるべきである⁽³⁷⁾。[最判平成元年]以降においても、京都地判平成5年11月26日判時1476号3頁は、水俣病の事案において、訴訟に至る経緯を考慮して、被告国及び熊本県の除斥期間経過の主張が権利濫用に当たると解している。

五、今後の課題

本稿では、予防接種による B 型肝炎が再発した患者の救済をめぐる、民法724条の長期期間制限の解釈について検討してきた。

仙台地判令和元年5月28日判時2413・2414号3頁は、旧優生保護法のもとで不妊手術を強制された原告らが、国に対して、国家賠償法1条に基づく損害賠償を請求したところ、リプロダクティブ権（子を産み育てるかどうかを意思決定する権利）の侵害による賠償請求を認めるが、改正前民法724条後段の除斥期間を経過したとして、原告らの請求を棄却した。原告らによる、民法724条の適用違憲の反論も退けられている。東京地判令和2年6月30日及び大阪地判令和2年11月30日も、仙台地裁と同様の判断をしている。原告らは、判決を不服として控訴している。

改正民法724条が施行された後においても、[最判平成元年]の判例準則が重視されると、被害者が重大な人権侵害を被ったことが認められるにもかかわらず、被害者の救済が否定されることになる。本稿でみてきたように、改正前民法724条が適用される事案においても、民法724条の改正を促してきた判例・学説の展開を十分に考慮して、賠償義務者の地位の安定よりも被害者の救済を重視して公平に適う解決を図る方向に進めるべきである⁽³⁸⁾。

注

- (1) 訴訟の経緯について、奥泉尚洋「B型肝炎訴訟」法セ626号（2007）26頁。
- (2) 調査官解説として、松並重雄「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成18年度706頁。本件評釈のうち期間制限に言及するものとして、竹野下喜彦・ひろば59巻11号74頁、丸山絵美子・法セ621号109頁（2006）、青野博之・ひろば60巻3号58頁、松久三四彦・平成18年度重要判例解説85頁、判評585号16頁、鹿野菜穂子・私法判例リマックス35号58頁、米村滋人・年報医事法学22号156頁、蛭川明彦・判タ1245号105頁（2007）。

- (3) 厚生労働省 HP ; https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html.
- (4) 厚生労働省 HP・前掲注 (3)。
- (5) 内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効』(成文堂、1993) 117 頁以下、前田達明『民法Ⅵ 2 (不法行為法)』(青林書院、1980) 392~393 頁、徳本伸一「損害賠償請求権の時効」星野英一編『民法講座 6』(有斐閣、1985) 703 頁以下など。我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1937) 214 頁は、「事実上権利を行使得ざる時期から消滅時効を進行せしむる為め普通の期間を倍加した」という。
- (6) 吾妻光俊「私法に於ける時効制度の意義」法協 48 卷 2 号 (1930) 230~231 頁、加藤一郎『不法行為 [増補版]』(有斐閣、1974) 263 頁、四宮和夫『不法行為』(青林書院、1985) 651 頁など。学説史について、内池・前掲注 (5) 255 頁以下参照。
- (7) 内池・前掲注 (5) 181 頁以下、石松勉「民法 724 条後段の 20 年の期間制限に関する判例研究序説 (1)」岡山商大法学論叢 2 号 (1994) 49 頁以下、「同 (2)」3 号 (1995) 111 頁以下。
- (8) 調査官解説として、河野信夫「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成元年度 600 頁。判例評釈として、半田吉信・民商 103 卷 1 号 131 頁、副田隆重・法セ 430 号 114 頁、三輪佳久・民事研修 395 号 24 頁、采女博文・鹿児島大学法学論集 26 卷 2 号 161 頁 (1990)、大村敦志・法協 108 卷 12 号 2124 頁、内池慶四郎・私法判例リマックス 2 号 78 頁、松久三四彦・ジュリ 957 号 109 頁、判例セレクト'90 27 頁、徳本伸一・判評 393 号 188 頁、柳澤秀吉・名城法学 41 卷 1 号 155 頁 (1991)、飯村俊明・判タ 790 号 98 頁 (1992)。
- (9) 名古屋大学法政論集 169 号 569 頁。
- (10) 現代法学 (東京経済大学) 9 号 157 頁。
- (11) 吾妻・前掲注 (6) 230~231 頁、加藤・前掲注 (6) 263 頁など。
- (12) 潮見佳男『不法行為法』(信山社、1999) 296~297 頁。
- (13) 石田穰・高木多喜男ほか編『民法講義 6』390 頁 (有斐閣、1977) 399 頁、半田吉信「民法 724 条の法意」民商 103 卷 1 号 (1990) 148~150 頁、采女博文「民法 724 条後段の 20 年の期間制限と権利濫用」鹿児島大学法学論集 26 卷 2 号 (1990) 161 頁 (1990)、内池・前掲注 (5) 303 頁以下、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為 (第 3 版)』(有斐閣、2001) 276~277 頁、吉村良一『不法行為法 (第 5 版)』(有斐閣、2017) 198 頁など。四宮・前掲注 (6) 651 頁は、民法 724 条の長期期間制限について、除斥期間と解したうえで、起算点を権利侵害時と解する。
- (14) 調査官解説として、宮坂昌利「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 16 年度 303 頁。本件評釈のうち期間制限に言及するものとして、大塚直・判例セレクト 2004・22 頁、吉村良一・平成 16 年度重要判例解説 84 頁、山本隆司 = 金山直樹・法協 122 卷 6 号 1092 頁、高橋真・判評 553 号 37 頁、大沼洋一・判タ 1184

予防接種による B 型肝炎の再発と損害賠償請求権の期間制限

- 号 102 頁 (2005)、山口成樹・民法判例百選Ⅱ (第 7 版) 210 頁 (2015)、林誠司・民法判例百選Ⅱ (第 8 版) 220 頁 (2018)。
- (15) 調査官解説として、長谷川浩二「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 16 年度 553 頁。本件評釈のうち期間制限に言及するものとして、吉村良一・民商 132 巻 3 号 390 頁、田上富信・判評 557 号 17 頁 (2005)、大塚直・判タ 1194 号 91 頁、私法判例リマックス 32 号 40 頁、平城恭子・判タ 1215 号 80 頁 (2006)。水俣病判決の期間制限について総合的に考察する論稿として、采女博文「水俣病訴訟と時効」鹿児島大学法学論集 46 巻 2 号 (2012) 33 頁。
- (16) 宮坂・前掲注 (14) 326 頁。
- (17) 宮坂・前掲注 (14) 326~327 頁。同旨、平井宜雄『債権各論Ⅱ (不法行為法)』(弘文堂、1992) 170 頁、目黒大輔「国家賠償請求訴訟における消滅時効と除斥期間」判タ 1357 号 (2011) 14~15 頁。
- (18) 長谷川・前掲注 (15) 598 頁 (注 44)。
- (19) 石松勉「民法 724 条後段における 20 年の除斥期間の起算点に関する考察」香川法学 25 巻 1・2 号 (2005) 91~92 頁。
- (20) 長谷川・前掲注 (15) 578 頁。
- (21) 米村・前掲注 (2) 162 頁。
- (22) 松並・前掲注 (2) 752 頁。
- (23) 倉吉敬「判解」平成 6 年度最高裁判所判例解説民事篇 343 頁。
- (24) 山本=金山・前掲注 (14) 1126 頁。
- (25) 徳本伸一「民法 724 条における長期 20 年の期間制限の性質について」金沢法学 27 巻 1・2 合併号 250 頁以下 (1985)、半田・前掲注 (9) 135 頁以下、采女・前掲注 (9) 168 頁以下、内池・前掲注 (5) 181 頁以下、田口文夫「不法行為にもとづく損害賠償請求権と長期の期間制限 (2)」専修法学論集 58 号 43 頁以下 (1993)、松久三四彦「民法 724 条の構造」星野英一先生古稀記念論文集『日本民法学の形成と課題 (下)』(有斐閣、1996) 1021 頁以下 (有斐閣、1996)、松本克美『時効と正義』(日本評論社、2002) 226 頁以下、吉村・前掲注 (13) 198 頁など。
- (26) 金山直樹『時効における理論と解釈』(有斐閣、2009) 14~15 頁。
- (27) 金山・前掲注 (26) 118~119 頁。
- (28) 松久三四彦『時効制度の構造と解釈』(有斐閣、2011) 437 頁。
- (29) 松久・前掲注 (28) 437~439 頁。
- (30) 松本克美『続・時効と正義』(日本評論社、2012) 109~111 頁。
- (31) 松本・前掲注 (30) 110 頁。
- (32) 潮見佳男『債権各論Ⅱ (第 3 版)』(新世社、2017) 137 頁、前田陽一『債権各論Ⅱ 不法行為 (第 3 版)』(弘文堂、2017) 129~132 頁、窪田充見『不法行為法 (第 2 版)』(有斐閣、2018) 502~503 頁、平野裕之『債権各論Ⅱ』(日本評論社、2019) 465~466 頁。
- (33) 消費者庁消費者安全課編『逐条解説製造物責任法 (第 2 版)』(商事法務、

2018) 126 頁以下。

- (34) 前田・前掲注 (32) 133 頁、平野・前掲注 (32) 466 頁。
 (35) 潮見・前掲注 (32) 138 頁、窪田・前掲注 (32) 503 頁。
 (36) 西埜章「国家賠償請求権と消滅時効・除斥期間」明治大学法科大学院論集 10 号 (2012) 155~156 頁。
 (37) 憲法 17 条は、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」と規定する。最判平成 14 年 9 月 11 日民集 56 卷 7 号 1439 頁 (以下「最判平成 14 年」という。) は、旧「郵便法 68 条、73 条の規定のうち、特別送達郵便物について、郵便業務従事者の軽過失による不法行為に基づき損害が生じた場合に、国家賠償法に基づく国の損害賠償責任を免除し、又は制限している部分は、憲法 17 条に違反し、無効である」と判示した (本判決の意義について、穴戸常寿「判批」憲法判例百選 (第 7 版) (2019) 246 頁)。

〔最判平成 14 年〕は、特別送達郵便物の遅配による財産損害について、郵便法の免責規定の適用が憲法 17 条に違反すると解している。他方、本件事案では、B 型肝炎の再発について成立した国家賠償法 1 条に基づく国の責任について、民法 724 条後段の長期期間制限による国の免責の当否が憲法 17 条に違反しないかが問われるのである。重篤で致死的な肝硬変・肝がんに至る可能性もある健康被害について、そのような被害を発生させ得る、連続注射による予防接種を国が違法に実施し、事後的に健康被害を救済する十分な対策を怠ってきたことを考慮すれば、国の責任が認められるにもかかわらず、改正前民法 724 条後段を適用して国の責任を免除することは、憲法 17 条に違反するといえるのではないか。

本件事案における民法 724 条の適用については、憲法 17 条の適用違憲によらなくても、上述したように、適用違憲の判断を基礎づける、国の対策の不作為によって、国による消滅時効の援用権濫用もしくは除斥期間の経過の主張の権利濫用であると判断することを通じて、被害者の救済を図ることができる。

- (38) 松本教授は、『続・時効と正義』の公刊後も、多様な事案について、判例の検討を通じて、被害者が十分な救済に資する解釈論及び立法論を展開している。松本克美「民法 724 条後段の除斥期間説と正義」清水誠先生追悼論集『日本社会と市民法学』(日本評論社、2013) 513 頁、「民法 724 条後段の 20 年期間の起算点と損害の発生」立命館法学 357・358 号 (2014) 237 頁、「時効法改革案の解釈論的課題」立命館法学 363・364 号 (2015) 855 頁、「不法行為による潜在型損害の長期消滅時効の起算点」立命館法学 378 号 (2018) 200 頁、「民法 724 条の『不法行為の時』の解釈基準と『損害の性質』に着目した不法行為類型」立命館法学 385 号 (2019) 242 頁など。